広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則(案) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

	,	(傍線部分は改止部分)
改正後	改正前	備考
(個人情報漏えい防止のために必要な措置)	(個人情報漏えい防止のために必要な措置)	ガイドライン改正案に基づき修正
第8条 文書館長は、特定歴史公文書等に個人情報	第8条 文書館長は、特定歴史公文書等に個人情報	するもの。
(生存する個人に関する情報であって, 当該情報に	(生存する個人に関する情報であって, 当該情報に	
含まれる氏名, 生年月日その他の記述等により特定	含まれる氏名, 生年月日その他の記述等により特定	
の個人を識別することができるもの(他の情報と容	の個人を識別することができるもの(他の情報と照	
<u>易に</u> 照合することができ、それにより特定の個人を	合することができ、それにより特定の個人を識別す	
識別することができることとなるものを含む。)を	ることができることとなるものを含む。)をいう。)	
いう。 <u>以下同じ。</u>)が記録されている場合には、法第	が記録されている場合には、法第15条第3項の規定	
15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えい	に基づき,当該個人情報の漏えいの防止のため,次	
の防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなけれ	の各号に掲げる措置を講じなければならない。	
ばならない。	[(1)~(4) 略]	
[(1)~(4) 略]		